

# 風しんの届出基準

○風しんは、全数把握の五類感染症です。届出基準に合致する風しん症例は、感染症法第12条第1項の規定による届出を**直ち**に行う必要があります。

## 届出基準

診察あるいは検案した医師の判断により、症状や所見から麻しんが疑われ、かつ、下記の届出に必要な要件を満たすと診断したもの（患者、感染症死亡者の死体）

## 【届出のために必要な要件】

### ア 検査診断例

届出に必要な臨床症状の1つ以上を満たし、かつ、届出に必要な病原体診断のいずれかを満たすもの。

### イ 臨床診断例

届出に必要な臨床症状の3つすべてを満たすもの。

### 【届出に必要な臨床症状】

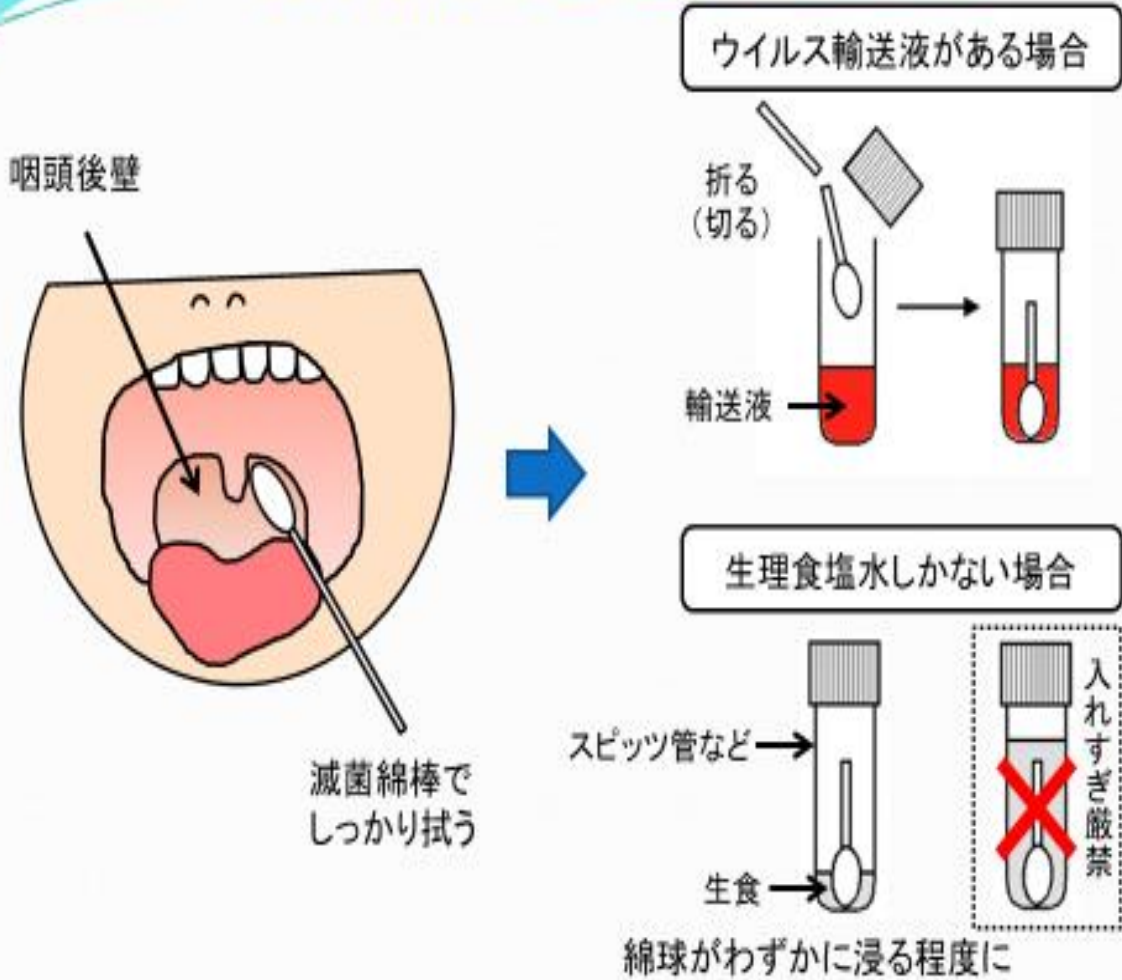
- ア 全身性の小紅斑や紅色丘疹
- イ 発熱
- ウ リンパ節腫脹

### 【届出に必要な病原体診断】

- 検査材料：咽頭拭い液、血液、髄液、尿
  - ・分離・同定による病原体の検出
  - ・検体から直接のP C R法による病原体の遺伝子の検出
- 検査材料：血清
  - ・抗体の検出（I g M抗体の検出、ペア血清での抗体陽転又は抗体価の有意の上昇）

**風しんを疑う症例は、原則として全例検査診断を行います。**  
**風しんを疑う場合は、事前に保健所へご連絡ください。**  
**また、検体採取にご協力ください。**

## 検体採取(咽頭拭い液)



## 検体採取(全血及び尿)

全血

抗凝固剤 : EDTA等(ヘパリン以外)

容 量 : 3~5 mL



採血管(EDTA)

尿

容 量 : 10 mL程度



25 mL遠心管



15 mL遠心管

検体採取にご協力をお願いします

※岡山県環境保健センター木田部長作成資料より抜粋

麻しん風しんを疑う際、保健所への検体提出は

①咽頭拭い液 ②全血 ③尿の3点セットが基本